

まちなか賑わい創出事業備品貸出規則

FOODEVER 実行委員会（事務局：鶴岡市商工観光部商工課）が、まちなか賑わい創出事業において、所有・管理する備品は、以下のとおり貸し出しを行います。

1 貸出対象者

次のいずれかに該当すること

- (1) 鶴岡市中心市街地賑わいイベント支援事業補助金の交付を受けたイベント実施団体
- (2) 中心市街地のまちなか広場（マリカ広場又は Dada 広場）で開催するイベントの実施団体

2 貸出対象イベント

次のいずれにも該当すること

- (1) 料理の提供もしくは物品販売や展示又はワークショップなど、中心市街地へ来街者を呼び込み賑わいを創出するイベントであること
- (2) 広く一般市民に参加の機会が与えられていること

3 貸出備品

(1) ガーデンテーブルセット（水色）	(2) ガーデンテーブルセット（桃色）
	
(数量：5) テーブル 1 台 + 椅子 2 脚	(数量：5) テーブル 1 台 + 椅子 2 脚
(3) 人工芝（10m×2）	(4) ポータブル P A システム
	
(数量：2)	(数量：1)

4 使用許可申請

- (1) 備品を使用する団体は、備品を使用する日の1月前から2日前まで(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日(以下「祝日等」という。))を除く。)の間に、貸出備品使用許可申請書兼許可証(様式第1号)により、FOODEVER 実行委員会に申請してください。
- (2) 前項の申請書の受付は、月曜日から金曜日まで(祝日等を除く。)の午前9時から午後5時までとします。

5 使用許可

- (1) FOODEVER 実行委員会は、貸出備品使用許可申請書兼許可証の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、備品の使用を許可し、貸出備品使用許可申請書兼許可証(様式第1号)の貸出許可欄にFOODEVER 実行委員会事務局担当者名を記載、捺印し、申請者に交付します。
- (2) FOODEVER 実行委員会は、前項の許可に必要な条件を付けることがあります。
- (3) FOODEVER 実行委員会は、備品の使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しません。
 - ア 政治的又は宗教的活動に使用すると認められるとき。
 - イ FOODEVER 実行委員会で使用許可をすることが適当でないとき。

6 使用許可の取消し等

FOODEVER 実行委員会は、次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、現に使用中の場合であっても、その使用を中止することができます。この場合において、その取消しにより使用許可を受けた団体(以下「使用団体」という。)又は第三者に損害が生じても、FOODEVER 実行委員会は一切の責任を負いません。

- (1) 災害その他緊急かつやむを得ない事由により、備品を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 備品が故障等の理由により供用できないとき。
- (3) 使用団体が法令若しくは許可の条件に違反したとき。
- (4) 使用団体が偽りその他不正の行為により使用許可を受けたとき。

7 転貸等の禁止

使用団体は、備品を転貸し、又は貸出しを受けた目的以外に使用してはいけません。

8 料金

備品の貸付料は、無料とします。

9 貸出し及び返却

- (1) 使用団体は、FOODEVER 実行委員会が定めた保管場所において備品の貸出しを受け、及びこれを返却するものとします。

(2)貸出しから返却までの期間は、1週間を限度とします。ただし、FOODEVER 実行委員会が特に必要と認めたときは、この限りではありません。

(3)備品を返却するときは、清掃等を行い、貸出備品使用許可申請書兼許可証(様式第1号)を添え、FOODEVER 実行委員会が定めた保管場所に返還してください。

10 弁済

貸出備品を亡失し、又は損傷したときは、同一の備品の購入又は修繕をすることをもって弁済しなければいけません。ただし、部品の消耗や経年劣化等による損傷は、FOODEVER 実行委員会が修理等行います。

(附則)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

申請・問い合わせ先

〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9番25号 鶴岡市役所

FOODEVER 実行委員会 事務局 (商工観光部商工課)

電話 0235-35-1299

E-mail shoko@city.tsuruoka.yamagata.jp

様式第 1 号

貸出備品使用許可申請書兼許可証

FOODEVER 実行委員会
実行委員長 丸山 浩孝 様

住所 _____
団体名 _____
代表者名 _____
申請者 _____
電話番号 _____

まちなか賑わい創出事業備品貸出規則により、次のとおり申請します。

貸出日時	令和 年 月 日 () 時 分
返却日時	令和 年 月 日 () 時 分
貸出日時から返却日時までの期間は最大で 1 週間です。	
使用する備品及び数量	
イベント内容	
使用場所	
誓約事項	備品の借受けや申請に際して、次の事項を誓約いたします。 (1) 備品の使用に際し、故意又は過失備品の使用に際し、故意又は過失に関わらず亡失又は損傷したときは、その弁済費用すべて私が負担します。 (2) 使用者または使用によって他の者に危害を加えた場合は、その治療費用等すべて私が負担します。 (3) 上記のほか、まちなか賑わい創出事業備品貸出規則を遵守し、かつ、市の指示に従って使用します。 (4) 上記の個人情報は本人の同意を得た上で、記載しています。

※イベント内容がわかるもの（概要、チラシ等）を 1 部添付してください。

※記載された個人情報は当該申請に関する手続きのみに使用いたします。

貸出許可（商工課）	備考 ※許可にあたっての条件など	
印		
貸出確認	返却確認	
印	印	

1 貸出確認者は FOODEVER 実行委員会事務局（鶴岡市商工課）の担当者名印の捺印があることを確認し、貸出しをしてください。（貸出後は貸出確認欄に押印をしてください。）

3 返却確認時に、貸出施設に申請書兼許可証を返却してください。